

公益財団法人寺西育英会 奨学金給付規程

平成 23 年 5 月 21 日	制定
平成 24 年 3 月 24 日	改定
平成 25 年 3 月 23 日	改定
平成 26 年 3 月 15 日	改定
平成 26 年 3 月 15 日	改定
平成 30 年 3 月 17 日	改定
令和 4 年 3 月 22 日	改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人寺西育英会定款第 4 条に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の種類)

第 2 条 奨学金は、以下に掲げるものとする。

- (1) 公立高等学校奨学金

第 2 章 奨学金

(給付の対象)

第 3 条 奨学金の給付を受けることができるものは、別表 1 に掲げる公立高等学校の在校生のうち、下記の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 給付対象期間の 4 月から翌年 3 月までの間、転校及び退学を予定していない者。
- (2) 高い向学心を持ち、人物に優れ、品行方正であるもの。
- (3) 経済的理由により学資の支弁が困難にあり、保護者(親権者)の市町村民税所得割額が、75 千円未満に属する者。
- (4) 当該募集の直前年度における学業成績の評定平均値(5 段階評定)が 3.5 以上の者。
- (5) 当財団の目的や趣旨に基づいて、学校長の推薦が受けられる者。

(給付額等)

第 4 条 奨学金の給付額は、以下の通りとする。

- (1) 公立高等学校奨学金 月額 10,000 円 (年額 120,000 円)
- 2 奨学金は第 15 条の規定に該当する場合を除き、還付を要しない。

(奨学金の給付期間)

第 5 条 奨学金の給付期間は、毎年 4 月から翌年 3 月の 1 年間とする。

(出願手続)

第 6 条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、その者が在学する学校

の長に提出して、その学校の長の推薦を受けるものとする。

- (1) 奨学生願書（別記様式第1号）
- (2) 住民票（同一世帯内全員分の記載のあるもの）
- (3) 市町村長の発行する所得証明書（保護者、親権者のもの。）
- (4) 奨学金振込口座届書（別記様式第5号）
- (5) その他必要な書類

- 2 学校の長が奨学生志願者を推薦しようとするときは、在学証明書兼奨学生推薦書（別記様式第2号）を提出された書類に添えて理事長に提出するものとする。

（奨学生の決定及び交付）

第7条 理事長は、本会奨学生選考委員会の選考を経た上で、理事会の承認を受けて奨学生を決定する。

- 2 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、決定通知書を本人及び学校長に交付するものとする。

（奨学金の給付）

第8条 奨学金の給付は、本会より奨学生本人の預金口座に3箇月分を併せて振り込む方法により行うものとする。

- 2 理事長は奨学金を給付しようとするときは、前もって奨学生に奨学金送金通知書を送付するものとする。

（奨学金の給付の停止）

第9条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

（奨学金の給付の復活）

第10条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

（給付の打ち切り）

第11条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (5) その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき

（生活状況の報告）

第 12 条 奨学生は、毎年 9 月末日までに、生活状況報告書（別記様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

（奨学生に対する補導）

第 13 条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な補導を行うものとする。

（奨学生の届出）

第 14 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により本会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席するとき
- (4) 復学したとき
- (5) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

（奨学金の還付）

第 15 条 理事長は第 11 条又は第 14 条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

第 3 章 その他

（修了後の届出）

第 16 条 奨学金の給付を受けた者は、修了届（別記様式第 4 号）に学業成績証明書を添付して、修了後遅滞なく本会に届け出るものとする。

（委任）

第 17 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人として本会の設立の登記の日から施行する。

別表 1

令和 4 年 3 月 22 日 現在

公益財団法人寺西育英会奨学金給付規程第 3 条に規定する公立高等学校は下記の通りである。

1. 奨学金助成対象は、大阪府大阪市のうち旭区・城東区・鶴見区・都島区・福島区・中央区・此花区・西区・港区・大正区・北区の公立高等学校に在学する生徒とする。
2. 前項に示す各区の公立高等学校は下記の通りである。

NO	名称	所在地	区分
1	大手前高等学校	大阪府中央区大手前 2-1-11	大阪府立高等学校
2	旭高等学校	大阪府旭区高殿 5-6-41	
3	茨田高等学校	大阪府鶴見区安田 1-5-49	
4	港高等学校	大阪府港区波除 2-3-1	
5	市岡高等学校	大阪府港区市岡元町 2-12-12	
6	成城高等学校	大阪府城東区諏訪 3-11-41	
7	大正白稜高等学校	大阪府大正区泉尾 3-19-50	
8	淀川工科高等学校	大阪府旭区太子橋 3-1-32	
9	西野田工科高等学校	大阪府福島区大開 2-17-62	
10	桜宮高等学校	大阪府都島区毛馬町 5-22-28	
11	東高等学校	大阪府都島区東野田町 4-15-14	
12	南高等学校	大阪府北区松ヶ枝町 1-38	
13	西高等学校	大阪府北区松ヶ枝町 1-38	
14	汎愛高等学校	大阪府鶴見区今津中 2-1-52	
15	鶴見商業高等学校	大阪府鶴見区緑 2-10-9	
16	都島工業高等学校	大阪府都島区善源寺町 1-5-64	
17	泉尾工業高等学校	大阪府大正区泉尾 5-16-7	
18	咲くやこの花高等学校	大阪府此花区西九条 6-1-44	
19	中央高等学校	大阪府中央区釣鐘町 1-1-5	
20	扇町総合高等学校	大阪府北区松ヶ枝町 1-38	
21	桜和高等学校	大阪府北区松ヶ枝町 1-38	